

沼津市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した、令和5年度財政援助団体監査結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年1月25日

|         |   |   |   |    |
|---------|---|---|---|----|
| 沼津市監査委員 | 間 | 野 | 吉 | 幸  |
| 同       |   | 大 | 川 | 正博 |
| 同       |   | 加 | 藤 | 明子 |

沼 監 第 7 0 号  
令和6年1月25日

沼津市長 頼 重 秀 一 様

|         |         |
|---------|---------|
| 沼津市監査委員 | 間 野 吉 幸 |
| 同       | 大 川 正 博 |
| 同       | 加 藤 明 子 |

### 財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体監査を行ったので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により下記のとおり提出します。

### 記

#### 1 監査の種別

財政援助団体監査

#### 2 監査の対象

補助金名 沼津市緑化推進実行委員会事業費補助金

所管課名 都市計画部緑地公園課

団体名 沼津市緑化推進実行委員会

#### 3 監査の範囲

令和4年度に財政的援助を与えている団体の当該事業に係る収入支出その他の事務の執行状況

#### 4 監査の期間

令和5年10月2日から令和6年1月24日まで

#### 5 監査の方法

沼津市監査委員監査基準に準拠し、当該団体から提出された諸帳簿等関係書類の審査を行うとともに、関係者から説明を受けた。

## 6 監査の結果

財政援助団体に対する補助金は、交付目的に沿って適正に執行されているものと認められた。また、収入支出及びその他の事務は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

監査の概要は、次のとおりである。

[監査の概要]

沼津市緑化推進実行委員会

1 監査の種別

財政援助団体監査

2 補助金の名称、金額及び交付目的

沼津市緑化推進実行委員会事業費補助金

1,460,000円

市民の緑化意識の啓発とともに、家庭における緑化の支援や促進等を図り、地域緑化の推進による花とみどりのまちづくりを目的として「みどりまつり」を開催する沼津市緑化推進実行委員会に対して補助金を交付するもの。

3 補助金の執行状況

補助金の収入状況等は以下のとおりであり、執行は適正であると認められた。

(1) 補助金の収入状況

| 収入年月日     | 収入金額     | 口座名義人        |
|-----------|----------|--------------|
| 令和4年5月27日 | 730,000円 | 沼津市緑化推進実行委員会 |
| 9月9日      | 730,000円 | 委員長 半田 健治    |

(2) 補助事業における団体の収支決算状況

| 事業名            | 収入合計       | 支出合計       | 収支差引額   |
|----------------|------------|------------|---------|
| 沼津市緑化推進実行委員会事業 | 1,563,609円 | 1,471,856円 | 91,753円 |

収入の主なものは沼津市からの補助金1,460,000円であり、収入全体の93.4%を占めている。

支出における主なものはイベント関係費1,060,539円（うち看板制作費500,000円）及び広告関係費256,300円（うちチラシ・ポスター制作費185,900円）である。

4 事業の執行状況

沼津市緑化推進実行委員会は、市民の緑化意識の向上等を目指す沼津市緑化推進協議会の構成団体のうち「みどりまつり」を開催するため、愛鷹山森林組合、沼津市造園建設業協会、沼津盆栽会、沼津市花の会などにより構成された組織であり、事務局は沼津市都市計画部緑地公園課に置かれている。

「みどりまつり」は、新型コロナウイルス感染症による影響により2年連続で中止となったが、令和4年度は3年ぶりとなる「第95回春のみどりまつり」を4月29、30日の両日、沼津御用邸記念公園を会場に開催し、2日間で9,000人の来場者で賑わった。また、11月5日に開催した「第96回秋のみどりまつり」では、若い世代の興味を喚起する

ため、新たな試みとして中央公園を主会場に事業展開する民間主体の定期マーケット「週末の沼津」とコラボレーションし、3,500人の来場者を迎えた。

年2回開催した「みどりまつり」は、多種多様な花や苗木等の展示、販売、花苗や園芸用の堆肥の配布に加え、植生観察会や四ツ目垣作成体験などを行っており、イベントを通じて市民の緑化意識の啓発に努めている。また、小学生以下を対象とした会場内を探索するスタンプラリーを実施するなど、幅広い世代に向けて緑化を促進している。

補助金は交付目的に沿って概ね有効に活用されていると判断するが、注意されたい事項及び提起事項を以下に述べる。

## (1) 注意事項

### ア 適切な時期の補助金申請について

補助金の交付申請が事業実施の直前であったため、事業に係る支出方法等において一部不適切な取扱いが見られた。本補助金は事業費の補助であることから、今後は実行委員会における事業計画及び予算案の承認後速やかに補助金の交付申請を行うなど、適切な時期に手続きを完了し円滑に事業が実施できるよう改善されたい。

### イ 事業の計画的実施について

令和4年度は、新たな試みとして民間主体の定期マーケットと共催し、そのコンセプトに合わせた備品等を購入したが、同マーケットとの令和5年度以降の共催予定はないとのことであった。

事業実施にあたっては、中長期にわたる事業計画等により計画的・効果的に事業を進めるなど、事業目的の実現や補助金の更なる有効活用を図られたい。

### ウ 事務処理の適正執行について

市が事務局である実行委員会の事務処理において、一部で改善を要する事項が見受けられた。具体的には、立替払いがあったこと、同一日、同一業者に2回振込が行われていたことなどがあった。

立替払いは証拠となる領収書を紛失した場合救済不能となること、公費、私費の区別が不明確になることなどの観点から原則行うべきではない。また、支払いを一本化するなど無駄な支出を避けるよう注意されたい。

## (2) 提起事項

### 参加料について

現在、みどりまつり出店者の支払う参加料（出店料）は基本的に無償であるが、売上げに応じた参加費の徴収など、補助金に依らない自主財源の確保について引き続き検討されたい。